

政務活動費のあり方検討会記録

1 日 時 令和2年12月18日（金曜日）

開 会 午後 1時45分

閉 会 午後 3時38分

2 場 所 第4委員会室

3 出席委員 14人

座 長	佐 藤 則 寿
副 座 長	久 保 大 憲
委 員	松 井 邦 人
//	泉 英 之
//	上 野 螢
//	押 田 大 祐
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	金 井 毅 俊
//	松 尾 茂
//	橋 本 雅 雄
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

4 欠席委員 0人

5 職務のために出席した者

【議会事務局】

議会事務局長	浦野 弘司
議会事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
庶務課長代理（庶務係長）	船木 寛人
庶務課主任	竹下 哲矢

6 協議結果について

1 運用指針の改正（案）について

案のとおり改正することとした。改正した運用指針の適用は令和3年4月1日からとなるが、これまで検討会で協議・決定した経緯を踏まえ、今年度支出する分についても、各会派で留意するよう座長から確認を行った。

また、協議の中で委員から、運用指針中の「政治団体」の定義について質問があり、次回、協議を行うこととした。

2 各会派から提出された運用指針上の課題・対応案について

(1) 自民党提案の「政務活動費を使い印刷した印刷物を、折込み料の免除を受けて政党機関紙に折り込むことは、厳に慎む」については、全会一致となった。

このことに伴う運用指針の改正については、次回の検討会で案を示すこととした。

(2) 公明党提案の「日当で賄うとされている交通費・雑費等は実費精算とし、日当は廃止する」については、意見の一致を見なかった。

(3) 社民党提案の「備品の修理・処分に関する書類は、議会事務局が様式を作成する」及び「中間審査の際に、事務局が文書で報告を求めることがあるのならば、その旨、指針に明記する」については、提案者から取下げの申し出があり、了承された。

3 その他

会派に異動（消滅、分裂、統合等）があった場合の、会派間での備品の継承のあり方について、今任期中に協議を行い、結論を出すこととした。

7 会議の概要

座長 ただいまから政務活動費のあり方検討会を開会します。

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

座長 本日の議事録の署名委員に、江西委員、村石委員を指名いたします。

それでは、これより協議事項に入ります。本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

まず、協議事項1番目、運用指針の改正（案）についてであります。

前回の検討会では、お手元に配付のA3の資料の1番から3番までの案件について確認・協議を行わせていただきました。

このうち1番の案件については、改選等により会派が消滅した場合には、会派が所有している備品に残存価格があるときは、その相当額を会派が負担して市に返還するなど、会派での備品の管理や処分の在り方について、既に指針に記載しているところではありますが、改めて確認を行いました。

新指針運用後、初めての改選となりますことから、備品の取扱いについて適切に対応願

ます。

そして、2番及び3番の案件については、新聞、雑誌、書籍等の購入費、研修会参加費など、政党に対する経費は一切支出できないこととすることを、委員の皆様のご理解の下、全会一致で決定いたしました。

そこで本日は、この2番及び3番の協議結果に係る運用指針の改正について協議を行います。

お手元には、本件改正案に係る新旧対照表を配付しておりますので、事務局に説明させます。

庶務課長

それでは、新旧対照表を御覧ください。

運用指針の経費項目別用途基準の留意点の中の14ページ、3つ目の項目になります。支出できない経費という項目を今回改正いたしております。

先ほど座長のほうからも前回の会議で方針が決定されたということで、その決定された内容についてでございますが、前回の会議の中では、新聞、雑誌、書籍等購入費、研修会参加費、広報費などを例示していただいて、これらについては支出ができないということが1つです。その上で、政党や政治団体等に対する政務活動費の支出は一切使用不可とする

と。これが前回合意いただいた内容であるということです。

この2つの内容について、指針の中に規範的な表現として落とし込みをさせていただいたのが、今回の改正ということになります。

改正案のほうを御覧ください。

支出できない経費のうちの（１）政党活動に関する経費でございますが、これまではア、イ、ウと3つが例示されておりました。そこに、前回合意を頂いたものとして、例示としてエの部分をも追加させていただいたということでございます。その上で、一切の使用不可とするという、この表現としてオの「その他直接又は間接的に政党の収入となる経費」を追加させていただいたということで、このアからオまでをもって、政党活動に関しては一切支出ができないというような表現になっております。

まず支出できない経費については、以上のとおりです。

続いて下の欄になりますが、指針の30ページに各経費項目別用途基準ということで、具体的な用途基準について書かれております。

このうちの（7）の資料購入費でございます。先ほど例示いたしました新聞、雑誌、書籍等に係るものとして、新聞については、既にこ

これは政党機関紙等には支出できないということが記載されているわけですが、雑誌、書籍、これらについて明確に政党に対しての支出ができないということを規定したものでございます。この資料購入費の中の「新聞以外の定期刊行物の購読」の欄に、「政党発行の書籍、雑誌等は、その内容に関わらず、支出することができない。（政党、政治団体の全てが対象。所属政党か否かは問わない。）」と、この一文を追記させていただいたというものでございます。

運用指針の改正については、以上でございます。

座長 ただいまの改正案について、御意見はありますか。

赤星委員 今回の御説明で、改正案の中に「政党」とあるのですけれども、政治団体の全てが対象だと。この「政治団体」の定義というのは、どう考えたらいいのでしょうか。運用指針のどこかに定義はございますか。

座長 改正案のアスタリスクのところですね。これは現行の表記を見ていただいてもアンダーラインがありますとおり、現行で既にこういう

表記になっておりまして、たまたま順番としてア、イ、ウ、エ、オを明記して、この内容については附則項目であるということで入れさせていただきましたので、今ほどの政治団体とはということについて改めて議論をするというのであれば、項目として改めて議論をする機会を設けて行いたいと思います。現行の改正案についての意見を頂ければと思います。

赤星委員 議論というより、確認をさせていただきたいのです。

座長 確認。政治団体に関する表記ですね。

赤星委員 政治団体といいますと、例えば何々議員の後援会や何々する会、政治資金規正法上の位置づけ、その他政治団体ですとかいろいろあると思うのですけれども、その規定はどうなっていたかなと、ちょっと確認したいです。

座長 なるほど。今ほど赤星委員からお話があった内容のような気はしますが、これについて…

江西委員 定義はあるのでしょうか、運用指針は別とし

て。政治活動を行えば政治団体として届出が必要という……。

座長 これは指針の中に表記はしていないということです。社会通念上、通る言葉として、これが既に採用されているという認識だと思うのですが、いずれにせよ、この件について何か御意見はありますか。

村石委員 政治団体については、今ほど江西委員が言われたように、県の選管に政治団体として届出してあるということで、これは明確に規定できると思います。

私に言わせると、政党、国会での政党は厳格な意味がありますけれども、いわゆる地方政党で政党を名乗っているところも含むのではないかと。これは私なりの解釈ですけれども、「政党」というのは国会での政党だけではなくて、地方政党で名乗っている方の新聞や書籍も入るという解釈を私はしました。

座長 ほかの解釈といたしますか、何かこれについての御意見は。

松尾委員 要は地方政党と言われるものもあるものですから、そういう意味で政治団体。届出してい

るという励ます会ですとか後援会なども、それは政治団体ということになるのでしょうかけれども、要は地方政党というのには少し曖昧な部分があるので、それも含めて政治団体という区別、区切りになるのかなと自分は思ったのですけれども。

座長 どうしますか。概念上の誤差はあまりないような気がするのですが、それを改めて明記したほうがよろしいのではないかという御意見でしょうか、赤星委員。

赤星委員 明記したほうがいいのかどうか。曖昧だとどうなのかなと思ったものですから、どこまでがどうなのか。

久保委員 今、皆さんがおっしゃるのは、政治資金規正法上で指定されている政治団体というものを指すという考え方だろうと思いますので、もともと、政党活動に関する経費の中に一要は国政政党以外の部分でも政治団体というものがあって、そこが発行したりするものに対する支出も駄目だと。要は、そこには後援会などいろいろなものも含むものですから、こういう注意書きがもともとあったのだろうと思います。

今、皆さんがおっしゃるように、この政治団体というものがあまりにも広義で使われた場合に、收拾がつかなくなるということだろうと思いますので、そこに関しては次回までに案として出させていただきますが、皆さんの総意としては、政治資金規正法に規定されている政治団体を含むというような趣旨ではない……。

江西委員

違うと思います。赤星委員の言いたいのは、これは例えが正確かどうか分かりませんが、多摩政治研究会だとか自治総合研究所だとか、いろいろな政治思想が絡んでいると思われるところが政治団体として登録されているとなると、そういったところが主催する研修会に参加することなどが引っかかるのではないかという懸念を持っておられるのではないかなと。例えば、松下政経塾もそうなのかなと思いますし、そういったいろいろなところで啓蒙的団体みたいなところが政治団体として登録する。だから、政治団体とは何かというのは、下に行って調べればすぐに白黒がつくと思いますので、政治団体という言葉の定義を調べた上で、事務局のほうから政治団体とは何かということをして1回言っていただいたほうがいいのではないかなと、僕は後ろで聞いて

いて想像したのですけれども。

座長

それではお諮りしますけれども、この政治団体の概念については、指針に明記するというのであれば、こういった表記にしようかということを含めて、改めて次回、お示しさせていただきたいと思います。

この運用指針の規定上、解釈が曖昧だということところは、はっきり言うといろいろなところであるわけです。ですから、一つ一つを全て明確化していかないと、そこから漏れているものは別の解釈でいいのではないかというようなことも生まれて一要するに言いたいことは、判断が食い違うようなことがあれば、その都度、当然議論をしていかなければいけないということになると思いますので、明記していないからといって、この運用指針が壊れてしまうのかということも含めて、改めて検討していきたいと思っていますので、また次回、提案したいと思います。

赤星委員

江西委員がおっしゃったように、例えば、市町村合併の憲章ですとか、その町の財政白書ですとか、いろいろな自治体の住民団体が出した書籍などもあります。その団体が、例えば首長選挙で候補者を擁立する政治団体に登

録されている場合もあつたりなかつたりしますので、あまり全部を禁止されてしまうと、勉強するための書籍を買えなくなりますので、そういうことは……

座長 ですから、そういうことを恐れて、先ほど改めて検討課題として提案を頂きましたので、次回、何らかの提案をお示ししたいというふうに思っておりますので、この件についてはこの程度にとどめたいと思います。
ほかに御意見はありますか。

〔発言する者なし〕

座長 改正案については、大きく引っかかることはないと思います。前回、皆様に御理解を頂いたとおりだと思いますので、よろしく願いいたします。
それでは、この改正案にすることと決定いたします。
なお、本件に係る運用指針改定の適用は来年の4月1日からとなりますが、本検討会で協議・決定した経緯も踏まえ、今年度に支出する分につきましても、各会派において御留意いただきますよう、座長としてお願い申し上げます。

この件はよろしいですね。現状の認識を確認した執行をしていきたいと思います。

それでは、前回の協議の中で出ておりました意見等について、事務局から報告があります。

庶務課長

前回のあり方検討会の中で頂いた御意見につきまして、その対応について、今回資料を用意いたしましたので御説明いたします。

A4の「前回のあり方検討会での意見等とその対応について」という表題の資料を御覧ください。

まず1番目でございます。減価償却に関する省令についてということで、委員の方から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令はどこで見れば分かるのかというような御質問がございました。

これにつきまして私のほうから、「その省令が何枚にも、大量の枚数にわたるということがありますので、インターネットアドレスを御紹介したいと思います」と前回申し上げたところでございます。そのアドレスについて、この太字で記してありますアドレスをお示しするものでございます。

2つ目、備品の耐用年数の一覧表についてということで、これも委員の中から、備品の残

価計算をするに当たって、何か一覧表のような分かりやすいものを作って周知する必要があるのではないかという御意見がございました。

これにつきましては、（２）の対応のほうでございますが、平成２９年３月２７日に政務活動費の新運用指針に関する事務説明会というものを開催させていただいております。その際に、「財務省令 耐用年数表と実際の物品との対応表」というA４の資料を１枚、その当時提示させていただいておりますので、改めて提示させていただくものでございます。この見方といたしましては、A４の横の資料のほうを御覧ください。

前回の話の中でもありました、この財務省令一大蔵省令ですけれども、この記載がもう既にないような商品の記載になっておりまして、実際のもの等が分かりにくいというような御意見がございました。

そこで、細目というふうに書いてあるところなのですが、これは財務省令での記載がこのようになっているということです。それに対して右側の商品名が、実際にある、現在でも流通しているであろうと思われる一般的な商品名であるということでございます。それぞれについて耐用年数を記してあるということ

になっておりますので、これを参考に各会派におかれまして備品の耐用年数を計算していただければというふうに考えております。

座長 ただいまの報告について、何か質問はありますか。

江西委員 私もあの後すぐにホームページを見て、そのときのことを記憶していないのであれなのですが、それを調べて、これには残価がないわけです。残価はどうなるのかということはあるのですけれども、例えば、本来残価を引いたものを耐用年数で割るとというのが一般の会計法上のよく見るパターンなので、残価という話がこの中にも出てきているのですけれども、これは単純に耐用年数で割って、これだけたったら償却し切ってゼロですよということになるのではないかと思うのですが、この年数表は、本来、償却資産の対象となるものが挙げられているので、償却資産とならないような軽微なものは、本来はこの表とは関係がないものだと思うのです。

ですので、これを参考にと言うのですけれども、実際のところは全然別のものを用意してきたよということなので、無理があるといえは無理があるのは、僕は変わりはないと思う

のですけれども。

座長

皆さん、前回の議論の内容について分かっておられればあれなのですが、要するに、各会派の備品の処分等の仕方は、各会派で責任を持って行わなければいけないわけですが、そのときに基準となるようなものを用いるような感じで、今事務局的にはこれを示しているというような状況かと思えます。

庶務課長

今ほど江西委員おっしゃったとおりで、この政務活動費の残価の計算については、やはり決して償却という考えではないのです。一般の民間企業がそれを使っているわけではないので。ただ、便宜的にこの耐用年数を用いて、その年数で取得価格を耐用年数で割ったものを、それで「償却的な」といいますか、そういう考え方を取っておりますので、それは確かに無理があるとおっしゃればそのとおりかもしれませんが、ただ、ほかに用いる方法もないので、この会の中でこういうやり方をやりましょうということで合意を頂いたものというふうに理解しております。そういう形で各会派におかれて備品の残価計算をきちんとしていただいて、前回の会議で申し上げましたけれども、例えば、会派が消滅して残念

ながら残価が残った場合には、その部分については会派においてお金で返還していただくという手続が必要になってまいりますので、そこを徹底していただければというふうに思っております。そういう意味で今回この資料を改めて出したということです。

江西委員

これまで、うちの会派は事務員の人を2人雇っているからまだいいのですけれども、例えば、ルーターの耐用年数は10年で、違和感があるでしょう、皆さん。ルーターは多分、今は2,000円や3,000円で売っているものすらあるわけです。当然、民間企業だったらこんなものを償却財産として登録するわけでも何でもなければ、一発備品なのですよ。これを壊れても10年間みんななくさないようにちゃんと取っておかないと、10年後に「あのときのルーターはどこに行ったの」ということになりかねない。この小さなルーターですよ。だから、そういったこともあるし、僕はこの財務省から出ている耐用年数表と実体生活と、あと実体企業の備品の管理もそうですけれども、あまりにもかけ離れているというか、本来対象とならないものまで、これは全部単純に償却表を使いなさいよということ、今はルーターを例に出しましたけ

れども、ほかにもいろいろ、裁断機にしても、これは裁断機と呼べるものだろうなというような3,000円ほどの紙を切るものを買ってきたら、これは5年間、壊れてもどこかに保管しておかないと、あのときの裁断機は一任期は4年ですから、会派が終わったときに、壊れたので実は破棄したのですよというわけにはいかないと。弁償しなさいということにもなりかねないから、僕はここのところをもうちょっとしっかりとすべきではないかなと思います。

村石委員 江西委員が今言われましたけれども、備品は、旧の指針では1万円以上のものが備品、新の指針は2万円以上のものが備品なので、備品の耐用年数表とどういう対処をするかということなので、何千円とかそういうものはここには上がらないと私は解釈しているのですけれども、事務局、どうでしょうか。

庶務課長 村石委員のおっしゃったとおりでございます。

江西委員 ということは、要は償却財産かどうかというのは、備品費の2万円というのが一すみません、私はそれをしっかりと知らなかったのですけれども、ガイドラインで見るとということ

ですね。

座長

皆様に申し上げますけれども、これはこれに従いなさいということで出しているものではないということをお前提として、当時の議論にもこういったものが参考としてありますよと示されていたということが分かったので、また同じものを出しましたけれども、その当時から、また今も、これはあくまでも社会通念上というようなものに対応できるものか分かりませんが、いずれにしても、それぞれの会派の責任でそういった備品を購入、また処分をするときに、あくまでも仮にこれは社会通念上だということをおいえば、社会通念上、市民から後ろ指を指されるようなことがあってはならないということで参考の資料。あくまでもその責任は会派にありますよという確認。そこまで厳密に何々をどうのこうのと明記して物理的に資料として示せと言っても、それはもう無理なことだと私は思うのですが、そういうことではないのですか。

庶務課長

あくまでも根拠は財務省令一大蔵省令しかないもので、この対応表というものも、今ほど座長がおっしゃいましたけれども、一般的な通念上こうされているというところではかござ

いませんので、そのように参考として取り扱っていただくということではないと思います。

泉委員

1つだけ確認してほしいのですが、基本的に財産というものは、我々も企業会計を見ている中で、ゼロ円になるものとならないものがあるのです。それで、例えば100万円で買ったハウスだとか何とかというものが耐用年数を過ぎても、1円という残存価格になるので、今、村石委員がおっしゃったように、1万円以下に残存価格が減れば、それで償却してもいいのかという話にもなりかねないので、だから、その残存価格の1円というものに関して、それを返金するときにはちゃんと1円を返して処分するというようなところになるのかならないのか。だから、1円となるものとならないものを1回調べていただいて、きちんとそこは明記するべきだと思います。

久保委員

お手元に配付してある運用指針抜粋資料の40ページに、まず、処分及び買替えの基準として大蔵省令を使いますと書いてあります。要するに、表の下に耐用年数が経過したことだけをもって使用をやめるわけにはいかないということが注意書きに書いてありますが、

概ねこの大蔵省令に書いてあるような耐用年数を超えたものに関しては、処分をしてもいいという解釈だと思います。耐用年数を超えて処分するものについては、返還が生じないということです。

ちなみに、その下に書いてある、耐用年数が経過する前に陳腐化してしまったものとか、例えば、通常、故障した場合、これについても残存価格を市に返すという考え方ではありません。この場合は、市民の皆さんがちゃんと分かるように、故障しました、陳腐化しましたという理由をつけて、こういう理由で処分して新しいものを買いますという、そういった基準がまずあります。

今回、議論が混同していたのは、改選した後に会派にある備品、会派が消滅してしまったときに残った備品の残存価格をどうやって計算するかというようなときに、ルールがないと残存価格をどういう理屈で返還するのかということが分かりませんので、大蔵省令の耐用年数を基に残存価格を算定して、残存価格については返還していただくということを、前回申合せの中で確認させていただいたということになっています。

ですので、実はこの残存価格の話は2つありまして、基本的に残存価格を決めなければな

らないときは、会派が消滅した場合だと思ってください。それ以外は大蔵省令にのっとって、この耐用年数をめどに買換えが可能になってくるという考え方だと思っていただければありがたいと思うのですが。

村石委員

先ほど座長が、あくまでもこれは参照というか参考資料だと。そのほかにも参考資料というものがあるのです。例えば、講師を呼んだ場合に、現在はこういうようなことが考えられます。しかし、それはあくまでも参照であって、それを超えてもいいですという話です。だから、これも参照としてこうだけれども、今、久保副座長が言われたように、実際は残存期間というか残存額があるけれども、陳腐化しているとか、あるいはもうこれは使われていないとかというようなことがあれば、そういう理由をつけて返還しないという会派の判断もあるというようなことで、そういうような考え方をすればいいのではないですか。事務局さん、どうですか。

庶務課長

今おっしゃったとおりだと思います。

松尾委員

この耐用年数表は参考にというふうに言われて、確かに参考ではあるのですけれども、先

ほどから言っておられたように、残存価格をどうしても支払わなければならない可能性というのはあるのです。そのためには、これを参考ではなくて、はっきりとした耐用年数というものから換算して額を出す以外にはないので、だからそういった意味では、この耐用年数というものはしっかりとしたもの、これは参考程度ではなくて、これを基にして、会派が消滅したときということになると思うのですけれども、残存価格というのは出さざるを得ないので。

庶務課長

先ほど座長がおっしゃったとおりだと思うのですが、ここにあるのは一般的な商品のみということでございますので、実際にはほかにもいろいろな商品があろうかと思えます。

そういう意味で、こういう表として全部を整理することは難しいので、そういう意味では参考であると。

ただ、当然ここに記したものについては、この耐用年数を使って計算をしていただきたいということでございます。

押田委員

今、松尾委員が言われた、参考にするのか、しっかりとした基準をつくるのかという話になりますけれども、そもそもこの対応表は、

財務省のものを事務局が少し載せ替えたものなのか、それとも財務省が、名前が古過ぎてこっち側に替えましたよと追加になったものなのか分からないのですけれども、先ほどから、私ども富山市議会の会派が持っている1万円以上のもの、もしくは2万円以上のもので何年間かたったものというのは、もう既に事務局のほうで把握されていると思うのです。たくさんあるとは思いますが、先ほど江西委員が言われたように、この3,000円の紙折り機が壊れたら、それを何年間も取っておかなければならないのか。ちょっと思ったのですが、セキュリティソフトは5年間と書いてあって、これは1年後に買ったらどうするのですか。でも、これは1年後に買ったとしても5年間……

座長 押田委員に申し上げますが、論点が外れているような気がしますので、大変恐縮ですが……

押田委員 違いますか。そうしたら最後に言います。もう事務局のほうで持っておられる備品を把握しておられるのであれば、それを列挙して載せてしまえば、残存価格などの判断ができるのではないのでしょうか。

座長

押田委員に申し上げますが、これは事務局が備品の管理をするものではありません。備品管理は全て会派で行っているものなので、時たまあるのですが、第三者的に事務局が別に存在はしていません。あり方検討会といいますが、政務活動費は全て会派が責任を持って行うものですので、話を戻しますけれども、先ほど来の参考程度という言葉は、しっかりと今、皆さんが議論をしていただいているとおり、積み上げてきたとおり、きちんと市民に対して説明責任がありますよという覚悟をもって、あくまでも、これはあり方検討会として参考のものを今、示したわけです。事務局が示したわけではないのです。あり方検討会として、皆さんにお互いにこれを一つの参考としながら厳格に使用を行いましょと。返還等についても、先ほど副座長から確認をしていただいたとおり、途中で壊れたらとか、そういったことについても陳腐化ということをししっかりと明記して、市民には「それは仕方がないね」と。例えば損害賠償が起きる一論点を外してはいけないので、いずれにしても、通常の使用で何らかの支障があったものについては、それはまた改めて会派で買うのか、個人で買うのかも含めて、きちんと政務活動費を使用した場合は最後まで責任を持つ

という、そういう覚悟のことを僕は言っているわけですので、これはあくまでも参考ということにとどめたいと思います。この件についてはこの程度にしたいと思いますが、どうでしょうか。

泉委員

1つだけ、すみません。

今、会派消滅という言葉を使われましたが、基本的に議員は存在するけれども、会派の名前が変わったということもあり得ますので、もしもやるのでしたら、会派消滅という定義もきちんとどういうものか入れないと、そのまま物を使い続けるということになりますので、その辺も御検討いただければと思います。

久保委員

泉委員、ありがとうございます。

実はこれは、座長、副座長と事務局との会議の中でその話が出ていました。要は今ある備品を承継するとか承継しないとか、期を越えたときに会派名が変わったり、構成員が1人変わったり2人変わったりした場合にどうなっていくのか。こういうことは実はここにうたっていませんので、各会派のモラルというか、そういったものに完全に委ねられているわけです。

今、泉委員が言われたとおり、また会派から

調整をして、備品継承のルールみたいなものを提案したいと思いますので、また改めて皆さんの合意形成をこのあり方検討会で図っていききたいなど。

これは任期を越えますと混乱を生じると思うので、座長と話をし、今任期中に備品の承継の在り方についてもう少し明確なルールづくりを皆さんと協議させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

江西委員

この耐用年数のものは、備品を管理するという考えを持っている議会の運用指針を見たら、全部同じものがありました。だから、これは富山市でやっているものではなくて、総務省かどこかが主導しているのかもしれませんが。同じような考えが全部にありました。

ただ、これはあまりにも議員に対して、例えば過去にあったような悪意があったようなものとは話が違って、真面目に真っ当にやっても、最後に傷口に塩が塗られかねないような規定だから、しっかりとやはり一般企業よりも厳しさが半端ないというところを理解しておかないと、最後に弱い人だけがやられるという、後継する人がいない会派の人だけが傷口が広がるようなことがあると僕は気の毒だなと思うので、しっかりと対応すべきだ

と思います。

座長

意見として承知置きいたします。

この程度にとどめたいと思います。

次に、協議事項2番目、各会派から提出された運用指針上の課題・対応案についてであります。

本日協議を行う案件は、前回の検討会で確認いたしましたとおり、お手元に配付のA3の資料にピンク色で示しました4番から7番までの案件であります。

協議の流れとしては一つ一つ協議していきませんが、まず、提案された会派から課題と対応案について説明を頂き、次に、他の会派から順番に御意見を伺いたいと思います。その後、改めて賛否を伺いますので、その結果、全会派一致で賛成となれば、指針に明記するなどとしていきたいと思います。

それでは、この一覧表の4番目の案件について、自民党の委員のほうから説明をお願いします。

押田委員

この4番に関しましては、政党活動との混同についてですけれども、令和2年3月のあり方検討会でも当会派の高田委員のほうから発言がありました。そこを少しお伝えしますが、

自身が所属する政党の党員が購読されている政党機関紙に折込みをするための印刷費ということであれば、それを全額政務活動費で充当することは許されないのではなかろうかと考えるということで、今回、対応案のほうを、折込み料の免除を受けていること—これはその当該の政党の方がおっしゃった話なのですけれども—を受けていることは明らかに政党活動とみなされることなので、こういった政党活動と混同されるような支出は厳に慎むということを対応として提案しております。
以上です。

座長 この点について、取りあえず〇の方から行きますか。公明党さん。

松尾委員 要は政党活動に関わる支出になるのかなというふうに思って、なるべくそういったものは排除していく必要があるという意味で、私どもとしましては自民党の提案に賛成したというのが実情であります。
以上です。

座長 順番に行きます。社民党さんは△ですが。

村石委員 配布行動というのは、要するに労務の提供と

いえることが言えます。選挙活動をしていたのか、していなかったのかというので、ただ単に労務を提供した。今の場合は、契約に基づいて広報一要素するに政務活動費を使った広報を配っただけということからいうと、100%政党活動ということとは言えないということとで△といたしました。

座長 △なのですか。

村石委員 社民党は△です。△になっていますよね。

座長 分かりました。共産党さん。

赤星委員 まず、対応案の中に、折込み料の免除を受けていることは、明らかに政党活動とみなされると書いてありますけれども、そうではありません。

でしたら、個人の方にポスティングしていただく場合も、例えば過去の自民党さんのように個人の方に十何万円のお金を払って政務活動費でポスティングしていた人もいれば、送料無料でボランティアにポスティングしてもらっている場合もある。また、シルバー人材センターに政務活動費で十数万円をお支払いして配ってもらっている人もいれば、そうで

ない場合も。では、それは直ちにその活動がノーと言えるのか。

この場合、政党活動に広報費を支払っているのではなくて、あくまでも印刷物にです。議会活動をお知らせするための広報紙を印刷したものを、どういうルートでより多くの市民の皆さん、有権者に読んでいただくかという配布方法の中で、たまたま一部が政党の機関紙「しんぶん赤旗」に折り込んでもらっていたという部分を取り出して、これは政党活動だとおっしゃっている。

確かに赤旗新聞を発行したり購読している、それは政党活動ですけれども、この印刷した議会報告の広報紙の中身を見ていただければ、政党活動のことは何も書いてないわけなのです。それをいかに広く読んでいただくかの、そこにお金を使っているわけで、印刷したものの印刷代だけなので、ここはちょっと誤解して決めつけて書いておられるなと私は思います。

また、折り込むための印刷物ではなくて、あくまでも議会活動、会派の議会での活動をお知らせするための印刷物の印刷代を政務活動費で支払っているだけなので、ここをこういうふうに決めつけられていることは、まず誤解ですと申し上げたいです。

座長 赤星委員、確認させてください。
これは今おっしゃったとおり、赤旗新聞に折込み料を払っておられるのですか、払っていないのですか。

赤星委員 払っていたこともありましたがけれども、もう今は出していません。

座長 払っていたことがあって、今は払っていない。

赤星委員 はい。

座長 なぜ払っていないのでしょうか。

赤星委員 それは相談してそうしています。今は、折り込む分も印刷しますけれども、その分については政務活動費では支出していません。

座長 要するに、配布についての費用、これが政務活動費で支払いをされていることについての事実関係を知りたいのです。

赤星委員 配布の費用は一切使っていません。5万数千枚刷って、その大部分は、配ってあげるよというボランティアの方々に無料で配っていただいて、そのごく一部を赤旗新聞に折り込ん

でもらっています。今は配布に関する必要な費用は一切政務活動費から支出していません。

座長 誠政さん、御意見を。

橋本委員 自民党案、まさにそのとおりだと私は思っています。

赤星委員は、不特定多数に配るのと何が違うのだと言われるけれども、赤旗は立派な共産党の新聞であり、そもそも折込み料の免除を受けられるのは間違いなく共産党系の新聞だと。購読者もそれに関する方だと思われる。そういった中で、やはり政党活動と取られてもおかしくないのではないかなと思っています。

これが北日本新聞に無料で折り込んでもらっているようでしたら別かもしれませんけれども、これはさすがに政党活動ではないかなと思っています。

座長 政策フォーラム、金井委員。

金井委員 個別の案件については事実がよく分からないので一切申し上げませんが、基本的に政務活動費の指針というのは、紛らわしいことはやめるということをずっとやってきたので、今

日の冒頭にも、社会通念上あるいは市民から説明責任を求められた場合とか、そういうものを考慮してやってほしいということで、完全に私はバツだと思います。この課題というものについては、この文言だけを見れば×だと思います。

座長 ×というのは自民党さんに賛成ということですね。

金井委員 そうです。

座長 光さん、上野委員。

上野委員 すみません、1点だけ確認したいのですが、今、免除を受けているにしろ受けていないにしろ、政党機関紙に入っていること自体が紛らわしいからという意図でいいのですよね。

座長 それは提案者の自民党さんに対しての質問ですか。

上野委員 はい。そういうことです。

押田委員 そもそも、前回の議事録を読んでいただけれ

ば分かるのですけれども、3,000部は折込み料が免除されて政党機関紙に入っている。その入っているものに印刷費を使っているということが、まず1つの問題だったと思います。

あと、実はもう1つ、これに関して座長が言われたのは、それぞれの会派で緊張感を持ってとあるのですけれども、5万5,000部というのも、それをどうやって配布したのかも実は前回議論になったのです。答えになっていないかもしれませんが、今回、一部を自費で印刷して、それは無料で折り込んでもらっているという言葉もまた出たのです。今、金井委員が言われたように、紛らわしいことは避けるということを前提にすれば、政党機関紙に政務活動費で印刷したものを入れること自身が、もう既に紛らわしいという判断でいいのではないですか。そういう判断で御検討いただければいいのかなと思います。

座長 上野委員、よろしいですか。

上野委員 はい。

政党機関紙に折り込むということ自体が、政党活動と切り離すことが難しいということであれば、私も自民党さんの提案については賛

成したいと思います。

座長 要するに、認めるべきではないというような趣旨でよろしいですね。

上野委員 はい。

（「座長」と呼ぶ者あり）

座長 ごめんなさい、一応、一通り聞いてから合意形成できればと思いますので、自民クラブさん。

村上委員 政党機関紙に折り込んで、まさに一体となっているわけで、これを政党活動と言わないという疑いはないと思います。間違いなく政党活動だと。紛らわしくも何ともない。政党活動以外のものではないと私は認識できると思いますので、これは指針をつくったときから駄目なものだと、議論の余地がないと私は思っていますので、当然これは駄目。自民党案に○ということ。

座長 当初に賛成の方々の意見が×にはなっていませんので、あとは社民党さんと共産党さんの意見を伺うということになろうと思いますの

で、改めて赤星委員。

赤星委員

先ほど押田委員の御発言の中で、ちょっと誤解が甚だしいなと思った点があります。

それは前回、「そもそも5万5,000部をどうやって配布しているかも疑問だ、怪しい」とか、それはあまりにもひどい言いようだなと。

たくさんのボランティアの方にまいてもらっているのです。議員自らも分担して配っているのです。長年そうやって積み上げてきた信頼関係でもって配ってあげるよという人たちがたくさんいらっしゃるわけです。それを何か、怪しいとかそういうふうな御発言はやめてほしいと思います。

座長

議事録上、不適切な言葉がありましたら、これはまた改めて私どものほうで削除すべきものがあれば、削除を検討したいと思いますので、皆様にもこの点を注意しながら、議事録等を一々削除することがないように、的確な表現をいただければ幸いです。

押田委員

今、怪しいと言ったのは、私が言ったのは一マスクをしておられるのではっきりと聞こえませんでしたけれども、もう一回確認します。

前回の3月の後は、印刷物を政党機関紙である赤旗に折り込むときは、自費をもって印刷しているというふうにおっしゃったように聞こえましたが、まず、これに関して私はちょっと疑義を感じました。それが怪しいというふうに聞こえたという話なのですけれども。先ほども言いましたよ。折り込んでいることがどうのこうの一政務活動費で印刷しているのかしていないのか分からないものが、同じものを自費で印刷されても、どうなるか分からないものは紛らわしい、怪しいになるのではないですか。意味分かりませんか。

座長

すみません、論点を絞りたいと思います。自民党提案といたしますか、課題については、政党の機関紙に折り込む折込み料を政務活動費で支払うことを駄目だとするのか、印刷費を駄目とするのか、まずこの論点については、折込み料が駄目ということによろしいですね、自民党提案は。

（「違います」と発言する者あり）

久保委員

少し補足をさせていただきますと、そもそも今回の改正の段階で、政党の収入となるような支出はもう駄目ですということなので、

「しんぶん赤旗」に対する折込み料の支払いというのも今の時点でもうできません。私は以前からできないという考え方なのですけれども、明文化されました。

ただで折り込んでくれるとか、ただで配ってくれるというものの政党としての活動に関する支出は駄目ですよということになっておりますので、政党として配り物をするとか、そういったものに便乗するような形であっても、市民からは誤解を招きやすいので、これについても厳に慎むべきだということです。

今回はそれよりももっと以前の問題として、折込み料の免除というのは、「しんぶん赤旗」が、例えば自由民主党であろうが社民党であろうが公明党であろうが、市議会の活動を広く周知することは大事なことから、どの政党にもよらずとも折込み料を免除するということであるならまだしも、明らかに所属している政党の議員、会派の印刷物を、折込み料を免除して配るということ自体は、紛れもない政党活動の一環であるというふうに見られますので、これはもう完全にアウトですということをあえて書いてあるわけです。よろしいですか。

そこはもう皆さん、大前提に立っていただいて、あくまでもこういった政党活動で使うよ

うなものに関する印刷物を、何千部でもいいのですけれども刷ったうち、政党活動で使うものに関しては政務活動費を1円も充てるべきではないということを今、自民党としては主張しておりますので、この場合は折込み料ではなく印刷料そのものを一もしも折り込みたいのであれば、自分の後援会もしくは政党で印刷をしていただいて配布していただければそれでいいだけの話で、政務活動費を使った会派の支出をするべきではないということです。

座長

要するに、それは政党活動なので、そこに政務活動費を充てるべきではないという論点から始まって、たまたまこれは折込み料云々という、最初は払っていたのに後からなくしましたですとか、そういった話が出てくるのですが、今のテーマは、政党活動と思われる機関紙に折り込むこと自体が政党活動なので、その印刷費は当然政党活動になるだろうと。また、そう市民からは見えるので、当然政務活動費としての支出は認めないと。

その費用弁償、ボランティア、折込み料、寄附に当たるですとか、いろいろなことに議論が広がらないように、単純明快に今は政党活動とみなされる印刷物に支出することがいい

のか悪いのかという単純な議論だと思imasuので、社民党さん、御意見を。

村石委員 今ほどいろいろな意見が出ましたけれども、最初に言ったように、配る行為自体が政党活動とは、そこまでは断定できないので、要するに印刷費を政務活動費で使ったことは……

座長 配ること自体ではなくて、何度も言いますけれども、政党機関紙を配ることは政党活動ですか。

村石委員 それは政党活動というよりも、場合によっては共産党の党員ではない人も配っているかもしれないから、それを一概に……

座長 議論が前回に戻ってしまうような気がするのですが。

村石委員 要するに労務の提供だから、そこを細かく言うことはない……

座長 だから労務という話になるものですから、さっきから言っているように、論点は政党活動と思われる機関紙に入れる印刷物です。単なる労務であれば、他の労務としての方々に一

今は労務費の話ではない。だから、労務として別の媒体で配布するのであれば、それはそれぞれの会派が説明責任を果たせばそれでいいと思うのですけれども、明らかにまず政党機関紙を配布することは、これは政党活動ではないかという、その疑念がまずあります。政党活動としてみなされるのではないかと私は思っているのですけれども。

村上委員

共産党員、あるいはボランティアが赤星委員のものを配っても全然構わないのです。共産党の機関紙と一緒に配るから駄目なわけですか。こんなに分かりやすい話はないではないですか。アウトです。これ以上議論する必要はない、こんなもの。何が問題ですか。

座長

全ての会派がよしとしない、支出を認めないという原理原則に、前回からもう一度戻らせていただきました。他の会派がこれは市民目線から見てもアウトだと言うのであれば、そういった支出は認めないという決め方をしようという、元来の4年前の原則にもう一度戻ろうということで、冒頭から決着をつけさせていただいた先般の2番目、3番目の案件については、皆さんの御理解を頂いて決定いたしましたけれども、そういう意味からいって、

座長として非常に議論が……。これ以上はどのようなのですかね。

久保委員 社民党さんも賛同していただけたらと思うのは、先ほども言ったように、印刷したものを配ること自体は何の問題もないと。機関紙に挟んで、しかもそれに、免除を受けるかどうかは取りあえず置いておいたとしても、機関紙に挟んで配布をするということ自体は、これは政党活動と一緒にしているので、今の指針上は認められないのではないかということは、これは社民党さんも同じ……

村石委員 主張はよく、言われていることは分かります。

久保委員 例えば、私は市政報告を定例会ごとに出しているのですが、それは全部自費で印刷して、自費で郵送して、またはボランティアの方に配ってもらっています。これは何の問題もないですし、そこには政務活動費を一切充てていません。

それを皆さんに強要するつもりはありませんが、あくまでも印刷物、そしてその郵送の仕方というのは非常に政党との混同がしやすいので、例えば、シルバーで配る、あるいは、一般の、例えば北日本新聞や富山新聞など、

そういった一般紙の中に折込みをする。これ自体は、私は問題がないというふうに思っています。

ただ、機関紙に挟むということ自体は駄目ですし、まして、それを政党から補助を受けてまでやるなんていうことは、もう完全にこれはアウトだということをもまず皆さんの御理解を頂きたいと。

あとは、合意形成を図る上で、当事者はなかなか難しいかもしれませんが、全ての会派、自分以外の会派が一致したときには、やはり真摯にその声に耳を傾けるのが、市民や議会の声に耳を傾けるということだと思うので、社民党さんが賛同されれば、これで共産党を除く全ての会派がこういうことは駄目だよという意思表示をするのだと思いますので、まずは村石さんのほうから機関紙に挟むこと、これについて。

村石委員

副座長の言っていること自体は理解できます。ただ、配ってほしいということで、たまたま共産党会派が出すものと赤旗と一緒に配られたところもある。当然そうでないところもあるということ等を考えると、あくまでも労務の提供をしたというような解釈もできるのではないかとということで△にしているのです、副

座長の言っていることを否定するわけではないです。そういう見方があるということは分かります。

あとは赤星委員がどう判断するかです。

（「社民党として意見を言って」と発言する者あり）

村石委員 社民党としては一貫して、労務の提供なので、明らかに政務活動費を使ってはいけないとまでは言えないので、△にしていると。

村上委員 先ほど私言いましたが、共産党員が赤星さんのだけを配っているのだったら労務の提供でいいのです。だけれども、共産党の機関紙と一緒に配るということは、共産党にとってもメリットがあるし、赤星さんにとってもメリットがあるわけです。一体となってコマーシャルをしているのですから。それは明らかに政党活動になるでしょうと。政党からすると、赤星さんの運動になるでしょうと。もう一体となっていてお互いに利益があるのです、コマーシャルという意味では。そんなもの政党活動に決まっているじゃない。労務の提供は関係ないですよ、そんなの。

座長 過度な発言ではなくて、村石委員に確認をさせていただきたいと思いますが、政党の機関紙に……。どう言いましたか、何が……

村石委員 私が言いたいのは、要するに会派がこういうものを配りたいと言っているという中に、赤旗を配っている人にも頼んだと。一緒に配ってと言って頼んで配ったことだけをもって、政党活動とまでは言えないのではないかと。ただし、副座長が言っているような解釈もそれは分かると。言われていることは分かるといふことで、あとは赤星委員がどう判断するかとしか私は言えません。

座長 分かると言われるところを明確にしてほしいのですが、どこについて分かるのですか。要するに、政党の機関紙に入れることは政党活動とみなされる可能性はあるということではないのですか。

村石委員 細かいところは私には分からないわけです。どういう約束でどういうことになってこういう結果になったのかというのは赤星委員しか分からないので、配るときに、これだったら赤旗のことも拡大できるし私たちの会派のことも分かってもらえるしという話でなったの

か、たまたま配ってほしいと相談したら、一緒に配っているものがあるから、それと一緒に配ろうということになったのか、その辺の経過が……

座長 副座長が言った言葉について、分かるとおっしゃった部分を切り離したいのです。どこについては分かったのかと。

村石委員 だから、そういう疑いを持たれると。要するに、赤旗と一緒に市議会の報告を入れるということは、政党活動として疑いを持たれるのは当然でしょうという理屈そのものは、そういうことは成り立つと。

座長 そうでしょう。そこは分かるということでしょう。

村石委員 ただ、そうは言っても、配るという行為が政党活動になるのかと、そこまで断定していいのかというところになると、細かい経過がどうなっているかということも、私は赤星さんに聞きたいくらいなので。どういうことになって……

座長 細かい経過以前に、そこに会派の発行物を入

れ込むということは、政党活動としてみなされる可能性があるということについては、認めているわけですよ。

村石委員 そういう見方もあると思います。

座長 そうですね。それは村石委員も市民目線から見て疑念があるということによろしいですね。

村石委員 はい。

座長 配布の件はちょっと置いておいて、配布の話ではなくて。

村石委員 いいですよ。そこまではいいです。配布のことになると配布が問題だということになっているのでしょう。

（「違うだろう」と発言する者あり）

久保委員 本来、折込みにはお金がかかるわけですよ。折込み料の免除を受けているということは、要するに、まず折込み料を免除するという行為自体に、先ほども村上委員が言われたように、政党と利害が一致しているからこそ免除

という行為が生じるわけですよ。

当然、共産党の黨員の方やボランティアの方が配る分には配られていいと、先ほどからずっとそれは繰り返しているわけです。免除を受けて折込みをしたということ自体は、これはもう明らかに政党から補助を受けてやっているわけですから、これについては、これに当たる印刷費は認められないと。当然のことだと思えます。

政党機関紙に折り込むものについては自費で印刷してくださいと、これからはこういうことは認めませんよというふうに皆さんがそうやって同意をしてくれれば、この話はすぐに終わるのです。

これからも政党機関紙に折込み料の免除を受けて入れるものを印刷してもいいかということに関しては、私はもう駄目だというふうな結論を出すべきだと。

先ほど、赤星さんも今はしておられないという話なので、だとすれば、この話は全部駄目だったということで、今後はやめましょうということになるのではなかろうかということで……

座長

赤星さんが言われたのは、折込み料は支払っていないけれども、そこに折り込む印刷費に

対しての政務活動費の支出はしているのですよね、今までどおり。

赤星委員 いや、今はしていません。

座長 印刷費も、もう既にしていないわけですか。

赤星委員 折り込むものは作りますけれども、それは自費で出すように今はしています。今年度は。

座長 であれば……。先ほど来確認を何回かさせてもらっていますが、今は折込み料も払っていないし、そこに折り込む印刷物についての印刷代も政務活動費での支出をしていないのですね。

赤星委員 それは、例えば「次の選挙は議席増を目指します」とか、そういったことが書いてあると使えませんよね。そういうことを書いたものを折り込みたいこともありまして、それと政務活動費が半減ということもありまして、これは自主的に私たちの判断で、今はそこには使っていないです。

座長 当然、政務活動費として公金を一何度も皆さんが言っていることですが、公金の使用につ

いての定めを同じ思いでルール化しようという会議ですので、個人で一般の法律を犯さなければそれはそれで、個人の支出を言っているわけではないので。

赤星委員　　ですが、自民党さんの対応案にこういうことが書いてあるのは、これは完全な誤解で決めつけだと、それは言いたいです。私たちはこういうような指針に違反したことをやってきたわけではないという。

座長　　　　　指針に違反しているということが書いてあるかな。

赤星委員　　自民党さんの課題と対応案がありますよね。折込み料の免除を受けていれば、明らかに政党活動とみなされると。それは私たちは違いますと言っています。それと、折り込むための印刷物ではなくて、政務活動費で印刷したのを折り込んでいたときに、折込み料がもともとはなかったのが、一時期、中川議長のとときに折込み料を出すようになって、また出さなくなると、そういうことについて明らかに政党活動だと。無料だからといって、印刷したこと自体が政党活動だとここに決めつけられるのは違うと言っているのです。

座長 承知しました。よく分かりました。
いずれにしても、ここに書いてある自民党提案の対応案は別にして、先ほどと同じように、今日決定したら書き込む文言はきちんと精査して、また次回提案しますので、いずれにしても、今問題になっている政党機関紙に折り込む印刷物の政務活動費としての支出は認めないということにして、どういう活字にするかはまた別にして、それでよろしいということではないのですか。

赤星委員 わざわざそれを書かなければいけないのですかと。文字にしてわざわざ政党機関紙と。

座長 わざわざ書かなくても、もう既にそうしているからということをおっしゃっているわけですか。

赤星委員 今までも別に指針に違反してやっていたわけではないです。

橋本委員 そもそもなのですからけれども、私たちは新指針をつくったときにこれはもう駄目だったという理解です。それをこういうふうに使っているということで、やはり書かなければ駄目だったのかと。そういったことで、今、座長が

書かなくてはいけないねと言っているのです。当時つくったときから、もともとこれは駄目だったのですよ。

座長 村石委員、ちょっと建設的にまとめてもらえませんか。

村石委員 少し誤解があったかもしれないけれども、要するに私の捉え方としたら、5万幾らかの印刷は政務活動費でしたと。でもそのうちの一部は赤旗に折込みをしてもらったと。折り込まないで配布したのものもあるという解釈だったのです。

でも、今、赤星委員がおっしゃったのでは、赤旗に折り込む分の印刷費は政務活動費を使っていないという具合に解釈したのですけれども、そうではないのですか。

赤星委員 今年度の前回、前々回ぐらいから、そのように分けています。

座長 現状として、もうこういう指針……

村石委員 そういうことをしているということですね。

座長 しているということであれば、改めて次回示

しますが、政務活動費の支出を認めないというような内容を明記するということについては、賛成ということによろしいですね。

赤星委員 ちょっとその前に、すみません。

座長 まず、その提案についてはどうですか。

村上委員 途中で座長が言われましたが、原点は先ほどから言っているとおり、全ての会派が認めるものだけが使えるということです。今行われているのは、そうでない。「うちがいいのです」と言う人を一生懸命説得しているわけです。逆です。「皆さん、うちの使い方を認めてください」と言って、みんなが認めなかったら、それでアウトなのですよ。そういう決め方をしましょうよ。決め方の論理が逆転しています。説得するほうが反対になっていませんか。

座長 それは座長に一任をしてください。

村上委員 私の使い方を認めてよというのが正しいのではないですか、そうなったら。

座長 いいえ、違います。前回もちゃんとみんなで

つくった内容になっていますので、今回も共産党さんは既にこれを認めていないという実態なので、これを認めないということを指針に盛り込むことに賛成していただけますね。

赤星委員　できましたら、そういうふうなことをしている議会があるのかを調べていただいて。
前、私……

座長　赤星委員、本当に恐縮なのですが、うちのあり方検討会は、多分4年前から他都市と比べるといろいろな意味で相当ハードルは高いです。他都市云々ということよりも、まずはやはり自分たちでどうするかということなので、他都市の状況を今改めて調べる必要がありますか。
現状、赤星委員は既にこういうことについて政務活動費を使っていないとおっしゃるので、それはどういう根拠かはあえてここでは聞きませんが、今後、今もそうだし、過去はどうか知りませんが、いずれにしても今はもうそれを使わないようにしているわけですから、それをしっかりと確認をしましょうということ、村石委員もそれでよろしいですよ。△ではないですよ。

村石委員 現在そういうことをしていないということなら、それでいいと思います。だから、橋本委員の言っていることも分かるのですよ。私たちの理解としては、シルバー人材センターとか通常の新聞とか言われたことは本当によく分かります。そこには……。

座長 それでは、これはこの程度にとどめて、皆さんに賛成していただいたという認識で、文言については次回もう一度お示ししたいと思います。あまり過去に遡って一つずつ決めたことはその続きから行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。
それでは次、5番目の案件について公明党の委員のほうから説明をお願いいたします。

松尾委員 今までもありましたけれども、本市として政務活動費の使い方をどうするのかということ考えたときに、やはり曖昧な支出はできないと。市民にしっかりと説明責任を果たせる支出をしていこうということを基本にして、これまでもやってきたというふうに思うのですけれども、その中で日当の取扱いについて、公明党としては今も日当は頂いていないのですけれども、やはり政務活動費に関しては実費で精算するべきではないだろうかというよ

うな思いがあります。しっかりと領収書を基に政務活動費を支出していくべきであろうという考えから、日当という考えがあまりにも政務活動費を支出していく上でそぐわないなというふうに感じておりまして、そういった意味で、日当そのものも廃止すべきだということ、今回提案させていただいたわけがあります。皆様の御意見をお聞かせいただければと思います。

座長 それでは、これも順番に行きますか。○、△関係なく順番に、自民党さん。

江西委員 考えは十分に理解できますが、日当というのは、例えば視察のときに1泊以上の場合、1泊につき3,000円が出るというものです。1万円をもらっているわけでもなければ、5,000円をもらっているわけでもなくて、ごく一般の社会においても、役員であっても従業員であっても泊りがけで出張した場合、日当というのは通常つきます。これが市民のほうから議員特権だと言われることはないと思いますし、1泊で視察などに出かけた場合は、当然それ以上の何倍ものいろいろなことがかかるということは普通に考えても分かることだと思うので、これは市民の皆さんに理解が

決して得られない理屈ではないと思いますので、これは存続を希望いたします。

座長 社民党さん。

村石委員 大筋、江西委員と同じで、市の職員も3,000円をもらっているということがあります。根本的な政務活動費の使い方として、実費を使えると。当然今言われたように、日帰りでも1泊でも3,000円以上の出費があるのが現実なので、そういう意味では根本的な実費という考え方にもそごがないということで、支出できるということにしたほうが良いと思います。

座長 共産党さん。赤星委員。

赤星委員 これは私たちはもともとももらっていませんし、廃止すべきだと思っております。一般の会社の出張と違って、会社の命令で出張に行けと言われていたわけではなくて、会派や議員ごとに自分の行ってみたい視察先などを選んで行っているわけですから、そこは少し一般の会社の事情とは違うと思いますし、3,000円を使っても使わなくても、領収書が要らないお金というのはやっぱり理解が

得られないのだと思います。

出張に行っている間も、議員報酬というのは月額で決まった額が支払われているわけですので、これは廃止するのがいいのではないかと考えております。

座長 誠政さん。

橋本委員 自民党案、そして社民党案に賛成でございますが、私たちはその日当の中から本当に近距離のタクシー代などを賄いますし、そういった細かい支出というのは、やはり日当の中で賄うべきかなと考えております。

座長 この△は間違いですね。

橋本委員 ただ、それはどう理解していただけるかということ△にしているのですけれども、どちらかということ×側の△と取っていただければ。

座長 分かりました。
政策フォーラムさん。

金井委員 結論は二重丸です。
理由は、主に大阪、東京が多いですけれども、全部実費で行っております。政党の勉強会だ

ったのですが一今は抜けましたけれども。
厳しい経済情勢というのは目に見えて分かっ
ているので、見えない、領収書のないお金と
いうのはまずなくすべきだと。たかが3,0
00円というような感覚です、私は。

座長 「たかが」はちょっとあれですね。
光さん。上野さん。

上野委員 以前、うちの会派からも日当の廃止は提案さ
せていただいていたので、賛成です。

座長 自民クラブさん。

村上委員 実費以外で支出があるものは、相手先へのお
土産ぐらいかなと思います。
昔なら、通常、家から弁当を持ってくるところを、出張だったら弁当を持っていけないか
ら、弁当より高い食堂に入るとか何とかとい
うことで余計にかかるから、日当でというよ
うな意味合いがあったのかもしれませんが
ども、今やそんなことないです。自分のとこ
ろで作るよりも安い弁当が売っているとい
うこともありますし、あるいは実費精算できる
ものがほとんどです。タクシー代だって実費
精算できるし、バス代だって実費精算できる

ので、日当という形にこだわる必要はないと思いますので、日当は不要というふうに思います。

座長 現在、既に日当を使用していないところを確認したいと思います。公明党さんは現在使っていないと。それから共産党も既に使っていないと。それからほかには、光さんは提案しているのですから、使っていないのですね。

上野委員 使っていないです。

座長 それから、フォーラムさんも日当は使っていないと。

金井委員 政務活動費そのものをです。

座長 使っていないということですね。それから自民クラブさんは。

村上委員 使っています。

座長 使っているのですね。だけれども、今後はどうということですね。

村上委員 はい。

座長 誠政さんは、現状は使っているわけですね。

橋本委員 はい。

座長 社民党さんも、自民党さんも使っているということですね。
それでは今後ということで、今、公明党さんから提案されております。今ほど社民党さんのほうから、職員のというお話もありましたので、参考に事務局のほうから職員の日当の考え方についての一議会は議会で別で決めることですが、参考までに実情があれば。

庶務課長 一般的に職員のということでございますので、何も資料はないのですが、私の知っている範囲でのことを申し上げたいと思います。基本的には日当と言われるものは、現地に到達してから、そこをいろいろ回ったりするときの交通費というものが大体半分程度あると。残りについては、例えば先ほど村上委員がおっしゃいましたけれども、そこへ行ったから通常よりも高い食費がかかるというような形でのいわゆる昼食代ですとか、あとは、用務先といろいろ連絡を取り合うための電話代みたいなものがございます。どこにもはっきりと明確に規定してあるというわけではないので

すが、そういったものが基本的には日当というものの中身であると考えられているというふうに一般的に言われています。

例えばなのですが、現地へ行ってから周遊する交通手段を実費精算されるということになってきますと、これは我々審査をする立場から言わせていただくと、果たしてそこへ行かれたルートというものが、交通経路が、最も経済的に合理性があるのかどうかということも、これは実費という中でやっていくと計算しなければいけなくなってくる。そこは少し事務的には非効率がかなり生まれるところがあります。

また、例えばもう一つ、現地といろいろな電話で連絡を取られると、その領収書は多分取れないと思いますので、それを実費でお支払いすることは多分できないと思います。完全な自己負担になるのだろうと思います。

あと、先ほど言いました食費、昼食代。こういったものも当然領収書をつけていただくこととなりますので、そうすると、例えばお昼に何を食べたかとか、そういったことまで明らかにしていかなければいけないと。議員である皆さんがどこまでプライバシーというものを明らかにしていくのかというのは、これは政務活動費の公表制度とのいろいろな兼ね

合いがあると思うのですが、そういったところも考慮していただく必要があるのかなというふうに思っております。

そういうようなこと等々がございますので、一般的に市の職員としては、日当制度というものは非常に合理的で効率的な制度であるということに認めているところだというふうに、私はそういう認識をしているところでございます。

座長

庶務課長の一般的な参考の意見を冒頭に確認させていただきました。あくまでも、政務活動費の使用については我々が決めることですので、後からまた差し戻るということにならないよう、突然振って恐縮でしたけれども、最初に参考意見を聞かせてもらえればということでした。

先ほど来のお話ですと、やはり基本的には市民の方から議員の特権、先ほど江西委員が言われましたけれども、本当に認められないというような支出だということとは言えない。ある程度、市民の理解が得られるのではないかとということで、実は4年前にも日当の件は議論になっていて、当時は公明党としてもそれを認めたという経緯もあるのですけれども、一つ、やはり領収書がないということのも事実で

す。いまだに領収書がない支出があるという事実、これをやはりどうなのかという点で、我々公明党は厳格に、自分の会派としては政務活動費での使用をやめさせていただこうということで、共産党さんなどと同じように執行していないという流れでございます。改めて赤星さん、意見をお願いいたします。

赤星委員　　今おっしゃった用務先に着いてからの相手方との連絡というのは、今どき通話無料のプランではないですか。

村石委員　　ないです。

赤星委員　　でも、電話代にしても何千円とかかかりませんし、交通費にしても領収書をもっておくとか、電車、バスは何百円ですし、本当に3,000円という領収書のないお金というのは、やはりなくすべきだと改めて思います。昼食代にしても、富山市にいても外食すれば昼食代はかかりますし、お弁当の人もあるけれども、下で食べても何百円かかっているわけですし、議員の視察に行くときの日当というのは、領収書のないお金というのは理解が得られないのではないかと思います。

江西委員

これはもう、それぞれの主観の問題に入るわけですから。それでいくと、金井委員が言うように、「視察も政務活動費は要らないだろう。報酬をもらっているのだから」という理屈が成り立つと思います。議員報酬の60万円だって、これも一般新入社員は20万円で済むのだから20万円でいいだろうと。生活の明細を持ってこい、議員活動にかかった経費を持ってこいということがあって、全て主観でいけば駄目なものは駄目と言われるけれども、日当というものはそもそも領収書がない。これは社会一般的で、それが日当なのです。

ですから、その考えをもって日当を否定していくということになったら、これはもうそれぞれ言った者勝ちの、全員が同意できないなら全員が同意できないという一要は、もう我慢比べ合戦。自分が使わないものは全部否定しよう合戦になると思うのです。

ですから、そこのところはやはりある程度一般的に認められているものかどうか、本当に市民の人が目くじらを立てる費用なのかどうか、それをしっかりともう一回それぞれが問うていただきたいと思います。

押田委員

先ほど大野課長に一般論を聞かれたのですけれども、今、江西委員の話も聞いていて、一

般職員が日当を頂いた場合、市にどのような報告をされるのでしょうか。

庶務課長 伝票上、精算という行為が伴いますので、精算行為というものはあります。ただ、中身に関してこういうものに使いましたとか、そういったような報告というものは一切ございません。

押田委員 今回のを受けて、私たちも特別地方公務員という形になれば、市の職員の端くれだと思いますので、主観の判断になってしまうという話も出ましたけれども、政務活動費でありながらも、領収書が本当に必要かどうか。市の職員が出していないものを、私たちだけが出せというのも、また同じ職員としてはおかしいと思うので、やはり日当を存続させてもいいのではないか。使う人がいてもいいし、使わない人がいてもいいのではないかと、そういう判断でどうでしょう。

橋本委員 結局、何人の会派かということも1つ問題になってくるのです。先ほど事務局のほうから言われました、例えばバスで行ったほうが安いのか、タクシーで行ったほうが安いのかと、そういったところで、安いほうを選べという

ことに今の指針ではなっていると思うのです。
経済的に安いほうを選べと。

ただこの場合は、例えば、値段は適当な
のですけれども、バスの場合は100円がかか
って、私たちは2人会派だから、2人で行っ
たら200円だと……

座長 少し論点を外れていきます。

橋本委員 要するに、その指針も変えてい
かないことには、日当の廃止ということには
ならないということをお願いしたいのです。
だから、先ほど途中で止められたけれど
も、例えば、バスで行ったら200円、タク
シーで行ったら300円、だけれども4人
で乗ったら、バスで行ったら400円、タク
シーで行ったら300円。その人数の違
いによって、私たちはタクシーを選ばない
とか、そういったことも整理していか
ないことには、日当の廃止には賛成
できないということをお願いしたい
のです。

座長 公明党さん、どうでしょうか。

松尾委員 まず議員と職員は違
うのではないかというふう
に考えています。

今までの富山市議会の政務活動費の使い方ということを考えてら、やはり曖昧であり、領収書のない支出というのは極力なくしていきたいなという思いがすごく強かったものですから、日当に関しても一般世間ではというか、企業においては、自分も前の企業では頂いていて、御褒美というか、たまにはおいしいものを食べてこいというような激励も含めた形での日当という感覚がある……

座長 誤解を招くような発言については、慎重にお願いいたします。

松尾委員 そういった一般世間の考え方と、議員としての心構えも含めた政務活動費の使い方というものを考えると、やはり領収書のない政務活動費の支出というのは、できるのであればなくしていくべきだろうというふうに思ったものですから、その分、恐らく自分もそうですけれども、視察に行ったときにタクシー代ですとか、自腹を切ったということが多々、正直あるわけですがけれども、それはそれで、仕方がないな、それよりも領収書のない支出に対して政務活動費を頂くということをあまりしたくないなという、これもある意味、個人的な主観というか、そういうことにはなるの

かもしれないですけども、そういう思いで今回はこういったことを提案させていただいたというのが現状であります。

座長

様々な御意見を伺いまして、先ほど来述べたように、原理原則、全ての会派がよしとしないものについては認めないというような、それだけをむげに主張しますと、大きい会派の方々の現状もありますし、提案者の公明党さんの話を聞いても、これはどうしても譲れないというような意味合いにも聞こえませんが、座長とすれば、この提案についてはもう少し時間をかけて、市民等の意見もまたいろいろなところで皆さんにも聞いていただくと。現状はそれぞれの会派の判断で、自分の説明責任ということで運用されているようですので、公明党さんには大変失礼ですが、これはまた今後のテーマとして、いずれにしても、もし継続審議ということで持ち越させていただけるのであれば、これはあまりにも票数ですとか、1人でも駄目だと言えば駄目だということにもなりかねないような究極の話をしてしまったという経緯もありますけれども、あくまでもここは市民目線でルールを決めていきたいと思っております。これを駄目だとすることに市民の理解を得られるのであればそうし

たいと思うのですが、いまだそこには至っていないような気がしますので、座長としてそういった提案をしたいと思えますけれども、村上委員、どうでしょうか。

村上委員　いいですよ。説得して。これからの説得に応じます。

座長　提案者の公明党さん。座長としたら、これは一旦保留、取り下げる。

松尾委員　先ほど橋本委員が言われたこともあるのですけれども、日当で使っているのは、要はお土産代ですとか若干の交通費ですとか、そういったものをしっかりと支払うことができる政務活動費、要は領収書を基に支払いができるということにしてほしいということがありますので、そこをしっかりとすることによって、この日当というものは廃止できるのだろうと思うので、領収書のない支出というのは極力減らしていくという努力をしていきたいという意味では、今後もまた皆様の御意見といたしますか継続といたしますか、そこは座長にお任せしようと思えます。

座長　公明党さんもあるものであれですけれども……。

副座長、お願いします。

久保委員

自民党の中では、今、行われた議論は十分した上で、日当は継続すべきという判断になっておりますので、お伺いした限りの中では党の、会派の決定を覆すには至らないというのが私の今の時点での結論であります。

領収書に関しては、例えば今だとP A S M O やS u i c aなど、ああいったものだとキロメートル単位でしたでしょうか、1円単位ぐらいで運賃が変わったりします。切符を買った場合と違って、それを領収書でどうかこうとかという話になってきますと、やはり現実的に、実はP A S M Oを使っていたにもかかわらず、インターネットで検索した通常の料金を書いてもらった場合は、架空請求に問われる危険性もあるわけです。当然、議会事務局もそのチェックをするために労力を割くわけですので、そうなってくると思っている以上に日当を廃止する事務手続も多いのではないかなと。当該使われない会派もしくは領収書をもってやられたいという会派におかれては、調査研究も含めて実際にやっていただいて、我が会派としては今の時点で成案ならずということで御理解を頂ければというふうに思います。

座長 共産党さん、どうでしょうか。

赤星委員 ……。

座長 究極論になってしまっても座長としてはよしとしない思いもありますので、日当を廃止するという点については一致しないということで、今回は成案ができなかったという結論にしたいと思います。

ただ議論の内容は、皆さん大変恐縮なのですがけれども、社民党さん、自民党さん、現実、公明党会派としてそれぞれの会派がもう既に市民の理解が得づらいと。やはり領収書がない支出が事実としてあるということは、今後それぞれの支援者及び市民の方と意見交換をする機会があれば、またそれを持ち寄りながら、よりよい—ただ基本的には何でもかんでも厳しくすればいいということではないのですがけれども、やはり富山市の議員、議会に対する市民の厳しい目線が僕はあるような気がしますので、そういったところも踏まえて、また機会があれば、もしくは次回に持ち越すという思いも含めて、今回の提案については成案ができなかったという結論でお願いしたいと思います。

次に、6番目の案件に移ります。

社民党さんの提案ですので、説明をお願いいたします。

村石委員 運用指針の40ページに表があります。この「修理・処分に関する書類」の中の下から3行目、「処分を行った場合、費用の有無にかかわらず、可能な限り第三者からの書類等（廃棄費用購入券の写しや産業廃棄物管理票等）を徴し、処分事実の証明が行えるようにする」と。備品台帳にその旨を記載するということになっているのですけれども、この括弧書きを調べてみたのです。

座長 ちょっとすみません。今ちょっと事務局がばたばたしていましたが、2時間を経過したということで、予約があるという方がいらっしゃれば、あとは一任をするということで退席、トイレとかそういった意味では、健康を害してしまうと大変に思うのですけれども、このまま、あと10分、20分ぐらいで終わるつもりで継続してよろしいですか。不都合な方は、会派がオーケーであればそれでよろしいかと思えます。代理の方がいなくて、1人の会派の方で出かける場合は、一任をもらうということで継続。もし駄目であれば一旦閉めます。

〔発言する者あり〕

座長 今、退席される方はお二人ですか。会派はオーケーですね。

（「全部やるつもりですか、6まで」と発言する者あり）

座長 あと6と7です。

村石委員 簡単に終わるようにします。

（「やっけてしましましょう、早く」と発言する者あり）

〔江西委員、高田委員退室〕

村石委員 要するに、こういうことが書いてあって、これを調べてみたら、すごく厳格な廃棄の管理票なのです。こういうものはなかなか取れないということで、今、各業者にそちらの業者のものでいいので廃棄したという証明を出してくださいということでやっているのです。ですから、様式を作ってほしいということをお願いしたいのですが、この前、事務局と話をしていたら、それぞれの会派やそれぞれの事業

所で出しているもので何ら差し支えがないので、特に様式を作る必要がないという話を言われたので、そういう意味では、他の会派の皆さんのものを参考に今後やっていくということで、皆さんに了解していただければ早く終わります。

座長

6番目について、今、提案者である社民党さんがこれは取り下げると。基本的には現状のままです。特に問題がないという判断をされたということです。提案がある方は改めて提案してください。今これについて議論は行いません。次。

村石委員

それでは7番目。7番目は運用指針の50ページのところで「(3)議長(事務局)による審査」の中で、アの中間審査、「1か月ごとに、会計帳簿、証拠書類等を審査する」という中で、審査した後、問題があれば指摘をし、そして報告を求めることがあるというような運用をされているのです。それは根拠としてアに書いてはどうかということを思っているのですけれども、ただ、事務局と意見交換をしたので、(3)の「議長は」というところ。「議長(事務局)は、議長に提出することが予定されている書類を会派から提出を

受け、計算誤りや記載ミスがないかなどとともに、条例、規則及び本手引きの内容に沿ったものとなっているのかどうかについて、次のとおり審査を行う」と。

この審査というのは、審査した結果、いわゆる条例、規則、手引に疑義がある場合は、議長名で指摘をし、そして報告を求めることもある。ただし、そういうことをする場合は必ず他の会派にも、こういう指摘をしました、そして、ある会派からこういう答えが返ってきましたということで、公明正大にそういうようなことをやっているということをお話の中で確認しましたので、7についても取り下げます。

いいでしょうか。ほかの人がいいと言われれば。

座長 今回の件は提案者が取り下げたということで、以上で7項目めも終了いたします。

村石委員 事務局、それでいいですよ。

庶務課長 はい。

座長 以上で全て終了いたしました。
残りの8番から10番までの案件については

次回の検討会で協議いたしますので、御承知
置き願います。
これまでのことについて意見はありませんね。

〔発言する者なし〕

座長 ないようですので、本日の協議は終了いたし
ました。
本日は、これをもって政務活動費のあり方検
討会を閉会いたします。